２　［略］

３　第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目に属する資産については、同項第四号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

［４・５　略］

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～四　略］

五　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

六　［略］

［２～４　略］

５　第二十三条第三項の規定は、第一項第六号の資産について準用する。

６　第一項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げる項目に属する資産については、同項第六号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（流動負債の区分表示）

第三十七条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号の二及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

三　リース負債

［四～八　略］

［２～６　略］

７　第一項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第三号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第三十八条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号及び第七号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一・二　略］

２　［同上］

３　第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第四号に掲げる項目に含めることができる。

［４・５　同上］

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

五　［同上］

［２～４　同上］

５　第二十三条第三項の規定は、第一項第五号の資産について準用する。

［項を加える。］

（流動負債の区分表示）

第三十七条　［同上］

［一・二　同上］

三　リース債務

［四～八　同上］

［２～６　同上］

［項を加える。］

（固定負債の区分表示）

第三十八条　［同上］

［一・二　同上］